

陳 情 文 書 表

(産業観光局)

受理番号	4380	受理年月日	令和5年2月20日
件名	事実と異なる答弁の訂正等		
要旨	<p>令和2年7月8日の産業交通水道委員会で審査された、新型コロナの影響を受けた事業者への支援について、令和2年度開業の事業者も対象とすること及び市民への誠実な対応を求める陳情書、及び同年11月13日の同委員会で審査された、市民の問合せへの対応改善等を求める陳情書について、京都市担当者の議会答弁に事実と異なる点があるため、その訂正を求めるものである。</p> <p>令和2年5月、当方がコロナ禍での事業者支援について産業観光局に問い合わせた際、そのやり取りの中で、市の担当職員から「電話を切つてもいいですか。」と切り出されたことが事実であったかどうかという点について、7月8日の委員会答弁では産業観光局は「もう少しこのぐらいで、という印象でお伝えしたのは事実。」と答弁している。ところが、11月13日の委員会では冒頭説明で「担当職員が電話を切ってもいいかと申し上げたかどうかについては、職員本人は記憶しておらず、その点は7月8日の委員会で御説明させていただいた。」としており、7月の委員会答弁と明らかに食い違っている。行政が議会という公式の場で事実と異なる答弁をすることが許されるのか。この点について訂正を求める。</p> <p>また、この間の詰合いで、後任の地域企業イノベーション推進室長からは「謝罪をのんだんちやうんですか。」と、前任者（他局へ異動）からは、「いつまで言うんですか。もう前のことなので、どっちがどうか分からぬじやないですか。」と、不誠実極まりない言葉が出たことにも大変驚き、ショックを受けている。</p> <p>令和4年7月には、京都市長からの御回答とする文書が当方に送り付けられた。その内容は、京都市中小企業等緊急支援補助金に係る当該担当者による対面での謝罪、産業企画室職員との面談、市会のやり取りの訂正、治療費等の支払などについて、「貴殿の御要望に応じることは致しかねる結論に至りました。」「本書をもって最終回答となりますので、今後、窓口や口頭での御対応は致しかねます。」というもので、そこにはその理由が何一つ書かれていない。</p> <p>令和2年7月8日の産業交通水道委員会では、当時の産業観光局長が「陳情者の方に、不安感、不快感、与えたことについて、市としても真摯に重く受け止めている。改めてお詫びを申し上げる。」「今後、今回色々御指摘を受けたことも踏まえ、より一層、事業者の方々の御事情、思いに寄り添った支援に努めたい。」と答弁している。京都市長並びに産業観光局の対応は、この議会答弁にも反するものである。間違いを間違いと認め、市民に対し誠実な対応を探ることを重ねて求める。</p>		
陳情者			
回付委員会	産業交通水道委員会		